新たな産業用地のご案内

R8.11.10

京奈和自動車道
「御所IC」まですぐ！
大阪へのアクセス良好！

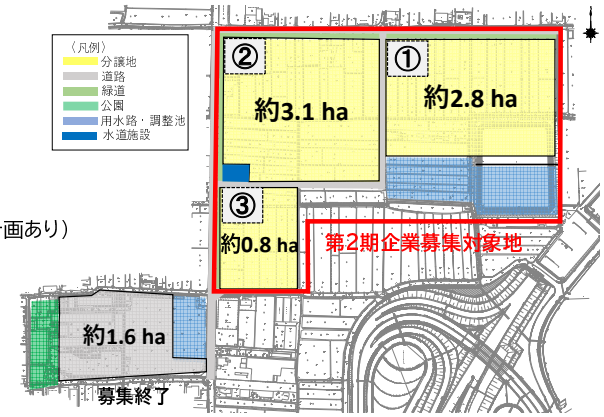
御所IC工業団地第２期

奈良県御所市大字出屋敷、北十三

第2期企業募集対象地の3区画について、11/10～募集を開始しました！

御所IC工業団地 物件概要

事業主体	奈良県
団地面積	約120,000㎡
分譲可能面積	約83,000㎡
分譲時期	①～③令和12年1月頃(予定)
用途地域	①～③工業地域(地区計画あり)
建蔽率・容積率	①～③建蔽率60%、容積率200%
緑地等の規制	工場立地法等の規定による(地区計画あり)
高さ規制	①～③25m(地区計画あり)
埋蔵文化財	発掘調査済み(全面)
用水	上水道
排水	公共下水道
ガス	都市ガス(裏面参照)
電力	普通高圧(6,600V)、特別高圧は要相談(裏面参照)



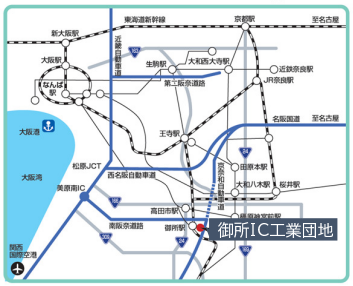
第2期売却条件

契約形態	売買契約のみ(賃貸不可)
分譲面積	①28,014.04㎡、②31,297.17㎡、③8,692.84㎡ (いずれも計画面積) ※複数区画の申込も可能です。
最低売買価格	①44,100円(総額 1,235,419,164円) ②45,400円(総額 1,420,891,518円) ③44,100円(総額　383,354,244円)
業種・用途	製造業・工場(裏面参照)



交通アクセス

道路	京奈和自動車道[御所IC]:至近 国道24号:2km
鉄道	近鉄御所線[近鉄御所駅]:2km JR和歌山線[御所駅]:2km
空港	関西国際空港:60km(約50分)
港湾	大阪港:50km(約50分)



協力:一般財団法人日本立地センター

■ 御所IC工業団地のお問い合わせ先

奈良県 産業部　産業創造課　産業用地・脱炭素係
TEL0742-27-8819　FAX0742-27-4473

本工業団地の概要は、
右記よりご確認ください。

位置図

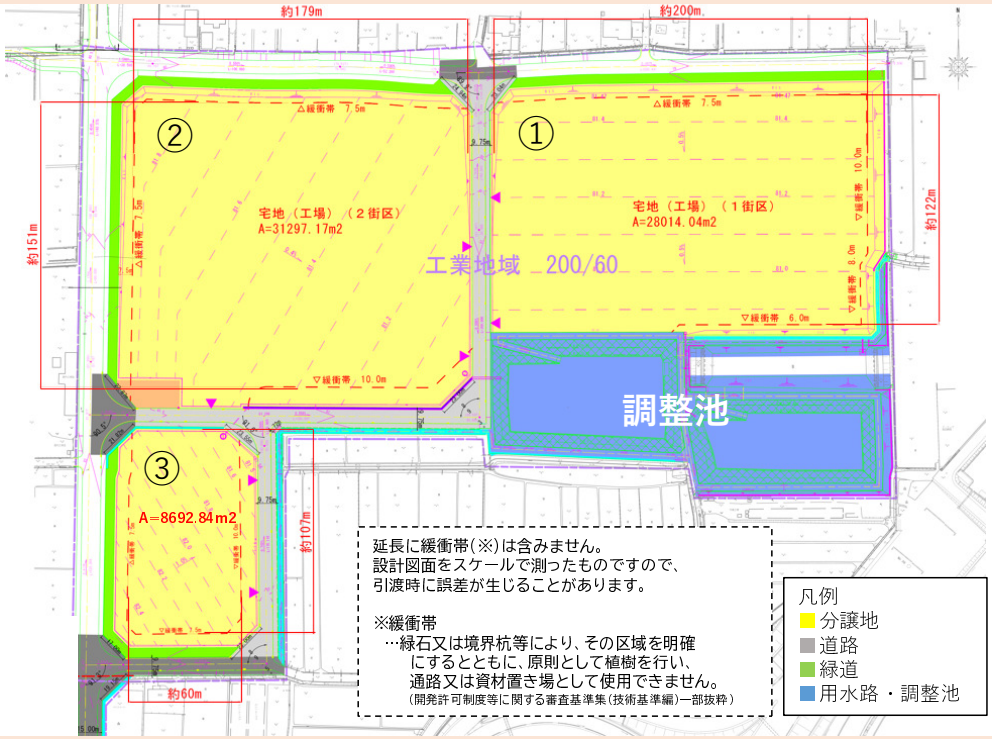


©OpenStreetMap contributors



京奈和自動車道御所IC至近の立地

第2期区画図



第2期スケジュール　※今後変更可能性あり

造成工事	公募期間	企業決定時期	土地引渡時期
令和8年春～ 令和10年度 (予定)	令和8年11月10日 ～令和9年4月30日 ※申込期間は令和9年3月1日～	令和9年秋頃 (予定)	令和12年1月頃 (予定)

御所IC北地区　地区計画（抜粋）

■業種

➢建築可能な建築物

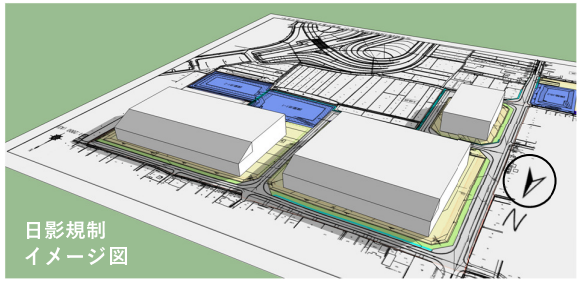
(1)日本標準産業分類の大分類「製造業」に該当する工場 ※
(2)工場の建築物に附属するもの
・危険物の貯蔵又は処理に供するものを含む
・倉庫については床面積の合計が(1)の工場の床面積の合計の1.2倍を超えないもの

※建築基準法別表第2(る)項第1号に掲げるもののうち、立地不可な事業
(一)火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の火薬類(玩具煙火を除く。)の製造
(二)消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物の製造(政令で定めるものを除く。)
(三)ﾏｯﾁの製造
(四)ﾆﾄﾛｾﾙﾛｰｽ製品の製造
(七)引火性溶剤を用いるｺﾞﾑ製品又は芳香油の製造
(八)乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造
(九)木材を原料とする活性炭の製造(水蒸気法によるものを除く。)
(十)石炭ｶﾞｽ類又はｺｰｸｽの製造
(十一)可燃性ｶﾞｽの製造(政令で定めるものを除く。)
(十二)圧縮ｶﾞｽ又は液化ｶﾞｽの製造(製氷又は冷凍を目的とするものを除く。)
(十三)塩素、臭素、ﾖｰﾄﾞ、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐酸、苛性ｶﾘ、苛性ｿｰﾀﾞ、ｱﾝﾓﾆｱ水、炭酸ｶﾘ、洗濯ｿｰﾀﾞ、ｿｰﾀﾞ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、ﾁｵ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、ﾊﾞﾘｳﾑ化合物、銅化合物、水銀化合物、ｼｱﾝ化合物、ｸﾛｰﾙｽﾞﾙﾎﾝ酸、ｸﾛﾛﾎﾙﾑ、四塩化炭素、ﾎﾙﾏﾘﾝ、ｽﾞﾙﾎﾅｰﾙ、ｸﾞﾘｾﾘﾝ、ｲﾋﾁｵｰﾙｽﾞﾙﾎﾝ酸ｱﾝﾓﾝ、酢酸、石炭酸、安息香酸、ﾀﾝﾆﾝ酸、ｱｾﾄｱﾆﾘﾄﾞ、ｱｽﾋﾟﾘﾝ又はｸﾞｱﾔｺｰﾙの製造
(十七)肥料の製造
(十八)製紙(手すき紙の製造を除く。)又はﾊﾟﾙﾌﾟの製造
(二十)ｱｽﾌｧﾙﾄの精製
(二十一)ｱｽﾌｧﾙﾄ、ｺｰﾙﾀｰﾙ、木ﾀｰﾙ、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造
(二十二)ｾﾒﾝﾄ、石膏、消石灰、生石灰又はｶｰﾊﾞｲﾄﾞの製造
(三十)石綿を含有する製品の製造又は粉砕事業を営むもの
(三十一)(一)から(三十)までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業

■日影規制

建築物の高さは、25m を超えないものとし、かつ次の各項の規定に適合するものとする。

1. 高さが 10m を超える建築物にあっては、冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までの間において、平均地盤面から 4m の高さの水平面に、敷地境界線からの水平距離が 5mを超え10m以内の範囲内において 4 時間以上、かつ、敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲内において 2.5 時間以上日影となる部分(本地区に隣接する市街化調整区域内に限る。)を生じさせない。
2. 同一の敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一の建築物とみなして、前項の規定を適用する。



■最低敷地制限

建築物の敷地面積の最低限度‥8,000㎡

エネルギーインフラ整備

■電気

高圧電力:周辺道路の電柱に供給されています。
接続にあたり必要となる工事の費用負担の有無及び額については、送配電事業者との協議が必要となります。
特別高圧:付近には供給されておりません。引き込みに係る工事等には相当の期間を要しますので、送配電事業者へ事前にお問い合わせください。

■都市ガス

低圧は周辺から、中圧は南側の交差点等よりそれぞれ延伸が必要となり、ガス事業者との協議が必要となります。

労働人口関係

■御所IC工業団地から車で30分圏内(※1)の
労働力人口(※2) 約23万人(令和2年国勢調査)

※1 右図緑着色部分(五條市南部を除く)
※2 15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口



■御所IC工業団地が位置する中南和地域の平均有効求人倍率
1.00 【常用的フルタイム】
0.95 【常用的パートタイム】
(令和8年9月 奈良労働局)

＜参考＞北和地域の平均有効求人倍率
常用的フルタイム1.26、常用的パート1.06

■奈良県の最低賃金 1,107円(時間額)
(令和8年9月 奈良労働局)

立地後もきめ細やかにサポート

◆奈良県は、企業立地に向けた支援だけでなく、
立地後も引き続きサポートします！

人材確保支援、海外展開支援など、充実したサポート体制を設けており、皆様の奈良県への立地をお待ちしております。

企業立地に関することは、
奈良県産業創造課まで
お問い合わせください。